

議席	通 告 者 氏 名
1番	松 下 義 喜

平成23年第9回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成23年9月12日・午後5時00分・受付 No.1

質 問 事 項 ・ 内 容		答弁者	答 弁 内 容
1. 避難している村民の現状と今後の対策について		村長	
1-1	避難によって家庭内が分割され、世帯数が多くなり1人世帯や老人世帯が多くなっている。その対策とケアが必要であるが伺う。		
1-2	老人世帯については、年金暮らしの低所得者が多いため当面の生活費に困っている人が多くいる思われる。生活費の貸付制度等が必要と思うが伺う。	村長	
2. 復旧、復興プランについて		村長	
2-1	若者や子どもやその親は放射能に対する心配が強い。今までは長期間村に帰れないのではないかと考えている村民もいるため近隣市町村での仕事の斡旋を進める必要があるが伺う。		
2-2	将来計画的避難区域の解除後、帰村する村民は少ないと考えられるが、より多くの村民が戻れるような推進計画を作る必要があると思うが伺う。		
2-3	帰村後直ぐに所得を得るために、国や県が農作物の全品の買上げを行う必要がある。農地等の除染を行う研究機関を国の責任で村内に設置することも必要と思うが伺う。	村長	

議席	通告者氏名
2番	飯 横 善二郎

平成23年第9回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成23年9月13日・午前8時45分・受付 No.2

質問事項・内容		答弁者	答弁内容
1. 除染対策と復興計画について			
1-1	震災による原発事故で村民の生活は一変した。帰村する必須条件は徹底した除染対策が望まれる。除染対策をどう進めるのか、加えて、これからの村民の生活(所得や健康)をどう守る考えか、伺う。	村長	

議席	通 告 者 氏 名
4番	伊 東 利

平成23年第9回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成23年9月13日・午前8時45分・受付 No.3

質 問 事 項 ・ 内 容		答弁者	答 弁 内 容
1. コミュニティ作りについて		村長	
1-1	地域コミュニティをどう維持していくのか。 仮設住宅等においては自治会組織が立ち上がったが、県借上げ住宅等に入居されている村民は、情報・交流に乏しい。早急なコミュニティ組織作りについて伺う。		
2. 村民の健康管理について		村長	
2-1	村民は今、健康不安の中で生活している。従来の定期検診、放射能によるホールボディカウンター等診断を早急に行い、村民の健康管理を実施できないか伺う。		

議席	通 告 者 氏 名
10番	佐 藤 八 郎

平成23年第9回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成23年9月13日・午前10時09分・受付 No.4-1

質 問 事 項 ・ 内 容		答弁者	答 弁 内 容
1. 村民の健康を守ることについて			
1-1	放射能物質から健康を守るには、全村民の早い避難であるが、健康を守ることより村内に居住させた理由は何か。また、村民が健康を害した体内被ばくに対して行政責任をどう果たしていくのか。	村長	
1-2	誰も住んでない村としないために、9事業所の操業の継続や見守り隊等を行政として要求したことにより、村民は気軽に帰村するし、草刈り作業までしているが、放射性物質は身体に吸入されないのか。低線量被ばくは村民の健康を脅かさないのか。	村長	
1-3	国、県もようやく健康について検査や今後のあり方について方針を示しているが、村民にとって不十分であるし、すでに受けている身体的・精神的影响と将来にわたっての検査・治療・保障はどう要求し実現させるのか。現状での生活支援を具体的に示せ。	村長	
1-4	県内最下位の個人所得の村がゆえに働いて生活費を得るために雇用の場が必要な現実がある。放射性物質を更に浴びること以外の雇用の場をどのようにしていくのか。 除染作業従事も村民の雇用の場と言っているが健康を守れるのか。	村長	

議席	通 告 者 氏 名
10番	佐 藤 八 郎

平成23年第9回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成23年9月13日・午前10時09分・受付 No.4-2

質 問 事 項	内 容	答弁者	答 弁 内 容
2. 村民の生活費、損害賠償について			
2-1	避難して生活する上での生活費の確保をどう進めるのか。憲法25条を生かした取組みの施策を示せ。	村長	
2-2	各世帯ごとの損害賠償をきちんと村民の立場に寄り添って相談を受けられる体制をとること。	村長	
2-3	原発事故がなかったら受けなかった全ての損害を行政責任として明確にして村民に示すこと。各自の請求額をまとめるための指導、支援を早急に行うこと。	村長	
3. 村民の意向と村民への説明について			
3-1	人災である原発事故発生以来、避難者受入れ、自主避難、健康管理と村民生活をめぐる動きは、村も、村民の人生も変えてしまった。早急に現在における村民の意向調査を行って村民の不安、不満に応えながら、長引く避難生活支援を図るべきである。	村長	
3-2	マスコミでの村の動きとお知らせ版による一方的な情報しかないと多くの村民が言っている。村民の協働やまでの行政と言いながら説明もなければ、村民の意向確認もなしに、行政のみが勝手にやっていると思われているのが現実である。村民在っての村であり、村の主人公は村民である。どのようにして村民の立場になって行政執行するのか具体的に示せ。	村長	
3-3	自治組織を立ち上げているが、区長会と自治会。その自治に入っていない村民の声、意向、生活実態、願いはどのようにしていくのか。多くの村民の合意を得るためにあり方を全村民に等しく示すべきである。	村長	

議席	通 告 者 氏 名
10番	佐 藤 八 郎

平成23年第9回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成23年9月13日・午前10時09分・受付 No.4-3

質 問 事 項 ・ 内 容		答弁者	答 弁 内 容
4. 復旧、復興について			
4-1	全国、世界中からの支援が寄せられ、子どもたちはじめ、多くの村民は我慢しながらも復興・帰村に向かって生活している。村民の生活する中での支援策やイベントなど精神的ケアを含め計画していることを示せ。	村長	
4-2	原発事故収束の行程はどうなっているのか。見通しをどう捉えているのか。除染なくして帰村はないが、半年経過して実態はどのような現況にあるのか。村内外で進められている全てのことについて、村民が理解できるよう周知すべきである。	村長	
4-3	除染した放射能物質の仮置き場を村内の国有林としているが、村民への説明・合意は不必要か。予算は。期間と内容は。国、県の中間処理、最終処分の計画はどう示されているのか。	村長	

議席	通 告 者 氏 名
12 番	佐 藤 長 平

平成23年第9回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成23年9月13日・午前10時11分・受付 №.5

質 問 事 項	内 容	答弁者	答 弁 内 容
1. 地方自治法改正に伴う村総合計画の取扱いについて			
1-1 法改正によって市町村の基本構想策定と議会議決の義務づけ廃止となつたが、今後の村の対応について伺う。		村長	
1-2 12月まで策定するとされる村復興計画の議会に対する対応について伺う。		村長	
2. 村復興計画について			
2-1 村に戻るだけの災害復旧プランからの脱却を図り、飯館村の再生から新生プランに意識改革が必要である。 雇用の創出と農林業再生についての基本的姿勢を伺う。		村長	

議席	通告者氏名
3番	北原 経

平成23年第9回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成23年9月13日・午前10時15分・受付 №6

質問事項・内容	答弁者	答弁内容
1. 復興プランについて 1-1 村の復興プランについて、若者から老人まで村民全員の意向アンケート調査をし、広く村民の意見を聞くべきと思うが考えを伺う。	村長	
2. 見守り隊について 2-1 見守り隊の現在と今後、厳しい冬期間の人員の確保と安全な実施について考えを伺う。	村長	

議席	通 告 者 氏 名
7番	菅 野 義 人

平成23年第2回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成23年9月13日・午前11時05分・受付 No.7

質 問 事 項 ・ 内 容		答弁者	答 弁 内 容
1. 効果的な除染のありかたをめぐって			
1-1	除染に伴う汚染物質仮置き場の設置に関しては、村民の中にも不安視する意見もある。国に対して中間処理や最終処分の在り方等について、一刻も早く方針を決めるよう強く働きかけるべきである。また、村の方針として、仮置き場の使用は国の最終処分の方針の決定後にすることを確認すべきと思うが、所見を伺う。	村長	
1-2	国家プロジェクトとして始まった放射能除染のための研究は、まもなくその成果をまとめる段階にきている。帰村の目標と励みにするためにも広く村民に周知させる努力が必要であるが所見を伺う。	村長	
1-3	民間の団体による除染の研究もそれぞれの立場で行われている。これらに対する評価と今後の応用について適切に検討する仕組みが求められており、除染アドバイザーの役割と今後の村の取組みについて、所見を伺う。	村長	
2. 避難のありかたをめぐって			
2-1	民間借上げ住宅に避難されている方の孤独感、情報不足による閉塞感が指摘され始めている。対策として新しいコミュニティづくり制度の利用や既存行政区の活動、渓泉荘の活用などが考えられるが、いかに仕掛けるか所見を伺う。	村長	
2-2	村の将来を担う若者に向けて、村のネット情報の充実を図るべきと思うが所見を伺う。	村長	